

65歳以上で一定の障がいのある方は 75歳になる前に後期高齢者医療保険に加入することができます



65歳以上で一定の障がいのある方は、75歳の誕生日を迎える前でも後期高齢者医療保険の被保険者となることができます(障害認定制度)。障害認定制度の対象となる方が、他の健康保険から後期高齢者医療保険への切り替えを希望する場合には、福祉保険課での手続きが必要です。

【後期高齢者医療保険 障害認定制度の対象者】

65歳以上75歳未満で▽身体障害者手帳1級・2級・3級▽身体障害者手帳4級のうち、音声機能・言語機能障害▽身体障害者手帳4級のうち、下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)、3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)、4号(一下肢の機能の著しい障害)▽療育手帳「A」または「A」▽精神障害者保健福祉手帳1級または2級▽国民年金法における障害年金1級または2級——のいずれかに当てはまる方

【自己負担割合】

医療機関における自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。

【保険料の決め方(平成30・31年度)】

右図参照 ※後期高齢者医療保険では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。所得の低い方は、被保険者と世帯主の所得の合計金額に応じて、保険料の一部が軽減されます。また、後期高齢者医療保険の加入前日まで被用者保険(職場の健康保険)の被扶養者であった方は、後期高齢者医療保険加入から2年間は保険料の一部が軽減されます。

1年間の保険料額(上限62万円) =

均等割額 (3万9,500円) + 所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 8.00%

【申し込み・問い合わせ】福祉保険課地域医療担当(☎282-1711 内線1134)

3/14 (水)

午前11時

全国瞬時警報システム(Jアラート)による 情報伝達の確認を防災行政無線で行います！

防災行政無線(屋外子局および戸別受信機)を活用した、全国瞬時警報システム(Jアラート)による全国的な情報伝達訓練を3月14日(水)午前11時に行います。これは、地震・津波などの大規模な自然災害や、弾道ミサイルなどの武力攻撃に備え、住民への緊急情報を瞬時に伝達できるかを確認するものです。

当日は、防災行政無線でテスト放送を行いますので、戸別受信機の正常な作動を確認してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

弾道ミサイルが落下する可能性があるときの行動について

弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災行政無線(屋外子局および戸別受信機)や緊急速報メール等を通して緊急情報をお知らせします。

■緊急情報が流れたときは…？

行政やテレビ・ラジオの指示に従って、落ち着いて行動してください。

【屋外にいる場合】

▼近くのできるだけ頑丈な建物などに避難する。

▼近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

▼できるだけ窓から離れ、可能であれば窓のない部屋へ移動する。

■その他

詳細は、村公式ホームページまたは内閣官房国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)をご覧ください。



【問い合わせ】防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1524)